

# 福生市議会だより

## FUSSA

No.180

発行 福生市議会  
平成23年7月25日

〒197-8501 福生市本町5番地  
☎042 (551) 1511 (代表)  
☎042 (551) 1523 (ダイヤルイン)

### 平成23年 第2回定例会

# 東日本大震災の教訓を学び、市民生活の安全・安心を守るため 「災害に強いまちづくり特別委員会」を設置

#### 主な内容

可決された案件 ……2面  
一般質問 ……3~6面  
委員会の審査 ……7面  
特別委員会活動 ……8面

平成23年第2回定例会が、6月7日から24日まで会期18日間で行われました。今回の定例会では18人の議員の一般質問の後、専決処分の報告1件、議案13件及び陳情3件の審議が行われました。

### 本会議の経過

▼1日目(7日)は、初当選議員5人を含む18人の一般質問の通告人数や報告時間、議案を付託する委員会の開催日数等を勘案して、定例会の会期を18日間と決定しました。

続いて、6人の議員から、災害に強いまちづくりについて、地域振興について、国道16号線拡幅事業について、横田基地について、防災対策について、市民活動団体についてなど、市政全般にわたる内容とともに、東日本大震災に伴う市の防災に関する内容の一般質問を行いました。

正予算の早期編成を求める意見書」及び「原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を求める適切かつ明確な行動を求める意見書」2件を可決しました。また、議会推薦の福生市農業委員会委員として、村野和男氏を推薦することに決定しました。

今回、新たに提出された陳情書のうち、陳情第23の3号「都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場を存続させることに関する陳情書」は、陳情者の申し出があり取り下げとなり、陳情第23の1号「米軍普天間飛行場移設に関する日米共同発表の見直しを求める意見書を日本政府に提出することを求める陳情書」及び陳情第23の2号「地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」は、更に継続して審査していくことを決定し、全議事日程を終了しました。



▲新たな議席の議場

▼2日目(8日)は、1日目に引き続き、5人の議員が、環境行政について、35人学級、30人学級などについて、乳幼児の健康について、地域医療の連携について、女性特有のがん検診についてなどの一般質問を行いました。

▼3日目(9日)は、2日目に続き、4人の議員が、都市基盤整備について、片倉跡地について、横田基地について、防災教育についてなどの一般質問を行いました。

▼4日目(10日)は、3日目に引き続き、3人の議員が、安全安心のまちづくりについて、防災計画の見直しと耐震住宅助成制度等について、東日本大震災の被災地・被災者支援についてなどの一般質問を行いました。

その後、「平成23年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についての専決処分の承認が求められ、原案のとおり承認されました。

また、市長提出議案4件と陳情3件は、所管の委員会に付託され、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰5件及び一般表彰1件並びに新たに提出された「福生市教育委員会委員の任命について」は、委員会への付託は省略され、原案のとおり同意することに決まりました。

▼5日目(24日)は、本定例会の最終日で、各委員会に付託され結論付けられた議案4件並びに議会運営委員会提出議案である「東日本大震災復興支援の法整備と第二次補

### 議会運営委員会提出による東日本大震災関係の意見書2件を可決!

6月24日に開催された本会議において、当市議会初の委員会(議会運営委員会)提出議案の意見書2件が全会一致で原案可決されました。

◆東日本大震災復興支援の法整備と第二次補正予算の早期編成を求める意見書(要約)

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。同時に発生した巨大津波は、東北地方や北海道に至る太平洋沿岸の広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだに多くの方が行方不明になっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、今般の未曾有の大震災から一刻も早い復興を実現するため、次のことを強く要望する。

- 1 復興支援の総合的なビジョンと法整備を進めること。
- 2 第二次補正予算を編成し早期成立を図ること。

【提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、国家戦略担当大臣、財務大臣、衆・参議院議長】

◆原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を求める意見書(要約)

東日本大震災・大津波の被害を受け、東京電力福島第一原子力発電所では放射能漏れという大事故が発生した。しかしながら、政府は事実を明らかにせず、多くの国民、特に小さな子どもを持つ保護者に大きな不安を与えている。よって、国民を不安にさせることのないよう、次のことを強く要望する。

- 1 政府は、子どもの年間許容量を現在20ミリシーベルトとしているが、国際放射線防護委員会(ICRP)の示した年間1から20ミリシーベルトの極小値に見直して、被爆線量軽減のための措置を早急に講ずること。
- 2 政府は地方自治体に、放射線量測定・公表に関わる予算措置、全国統一の安全基準値を策定し、必要な助言を行うこと。
- 3 政府は、国民の不安解消のため放射線に関わる情報を公開すること。

【提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】